

佐賀県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年九月二十七日から平成二十三年十月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥栖停車場曾 根崎線	鳥栖市曾根崎町字古野一七三六番一 地先から 鳥栖市曾根崎町字都原一五六〇番四 地先まで	平成二三・九・二七